

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和3年4月2日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和3年4月2日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー西原店

鹿屋市郷之原町12604番1 外12筆

2 変更事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

- ア 変更前 第1駐輪場 A棟南側 5台
第2駐輪場 A棟南東側 13台
第3駐輪場 C棟北側 5台
第4駐輪場 B棟北側 5台
- イ 変更後 第1駐輪場 A棟南側 10台
第2駐輪場 A棟南東側 13台
第3駐輪場 B棟北側 5台

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

- ア 変更前 荷さばき施設1 A棟東側 175平方メートル
荷さばき施設2 B棟北西側 45平方メートル
荷さばき施設3 C棟南東側 19平方メートル
- イ 変更後 荷さばき施設1 A棟東側 63平方メートル
荷さばき施設2 B棟東側 32平方メートル

(3) 廃棄物等保管施設の位置及び容量

- ア 変更前 廃棄物等保管施設1 A棟内東側 26立方メートル
廃棄物等保管施設2 A棟内東側 20立方メートル
廃棄物等保管施設3 A棟内東側 20立方メートル
廃棄物等保管施設4 A棟内東側 20立方メートル
- イ 変更後 A棟内東側 30立方メートル

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後10時まで

イ 変更後 荷さばき施設1 24時間

荷さばき施設2 午前6時から午後10時まで

3 変更年月日

(1) 2の(1), (2)及び(3) 令和3年11月16日

(2) 2の(4) 令和3年3月16日

4 届出年月日

令和3年3月15日